

# 1 議 事 日 程 (第 1 日)

(令和元年第 2 回有田川町議会定例会)

令和元年 6 月 4 日  
午前 9 時 3 0 分開会  
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 0 年度有田川町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 0 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第 5 号)
- 日程第 6 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 0 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第  
4 号)
- 日程第 7 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 0 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4  
号)
- 日程第 8 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 0 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補  
正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 0 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4  
号)
- 日程第 10 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 0 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第  
4 号)
- 日程第 11 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 0 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 12 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 0 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算 (第 1  
号)
- 日程第 13 報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて  
平成 3 0 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1

号)

- 日程第14 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて  
平成30年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第15 報告第12号 平成30年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第16 報告第13号 平成30年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計  
算書
- 日程第17 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて  
有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて  
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第19 報告第16号 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第20 議案第37号 令和元年度有田川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第38号 令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 日程第22 議案第39号 令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第40号 有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第41号 有田川町重度心身障害児(者)医療費支給条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 日程第25 議案第42号 有田川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第26 議案第43号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第44号 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第28 議案第45号 有田川町観光振興基金条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 日程第29 議案第46号 金屋町温泉施設等整備資金基金条例を廃止する条例の制定につ  
いて
- 日程第30 議案第47号 有田川町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第31 議案第48号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第32 議案第49号 平成31年度鳥屋城小学校プール改築工事の請負契約について
- 日程第33 議案第50号 財産の取得について
- 日程第34 議案第51号 財産の取得について

2 出席議員は次のとおりである(16名)

1番 堀江 眞智子

2番 増谷 憲

3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	14番	新家弘
15番	湊正剛	16番	亀井次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

7番 谷畑進 9番 林宣男

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	山田展生	福祉保健部長	前久保眞次
総務政策部長	中裕準	消防長	栗栖誠
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	竹中幸生	財務課長	中屋正也
企画調整課長	細野正人	教育長	楠木茂
教育部長	井上光生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 一ツ田友也 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、令和元年第2回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、谷畑進君、9番、林宣男君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

5月30日に開催された議会運営委員会の結果について御報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長、森谷信哉君。

○議会運営委員長（森谷信哉）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る、5月30日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から6月19日までの16日間とさせていただきました。一般質問は13日、14日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4から日程第34までの、報告16件、議案15件について一括上程を行い、それぞれ当局から提案理由の説明を求め、その後、全員協議会にて御審査いただきたいと思っております。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第1号から報告第16号について、議案審議を本日お願いいたします。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（殿井 堯）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月19日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの16日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告16件、議案15件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12名であります。

次に、監査委員より、平成31年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及び平成30年度水道事業棚卸検査の結果について、それぞれお手元に配付のとおり報告されています。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4から日程第34までの報告16件、議案15件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第34までの報告16件、議案15件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和元年第2回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、御紹介いたします。

産業振興部長の森田栄一でございます。

○産業振興部長（森田栄一）

産業振興部長の森田栄一でございます。

○町長（中山正隆）

企画調整課長の細野正人でございます。

○企画調整課長（細野正人）

企画調整課長の細野です。よろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

なお、説明員といたしまして出席するの者は副町長、教育長、部長職7名、課長職3名、私を含め13名が常時出席いたします。また、議案によって、清水行政局長を初め、課長等が出席する場合につきましては、当日の議会開会までに議長に申し出て、許可を得るようにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明申し上げます。

報告第1号から報告第11号までの11議案につきましては、地方自治法第179

条第3項の規定に基づき、平成30年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成30年度有田川町一般会計補正予算第8号であります。今回の補正は、町税、各交付金、地方交付税、国及び県支出金及び町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、公共施設整備基金に1億円を積み立て、また、翌年度の財源として、予備費に3億8,045万5,000円を確保いたしております。これにより、2億6,689万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は166億4,960万3,000円と相りました。なお、繰越明許費の補正、地方債の補正も行っております。

報告第2号は、平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、県支出金及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、翌年度の財源として、予備費に5,707万7,000円を確保した結果、1億1,395万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、36億3,832万8,000円と相りました。

報告第3号は、平成30年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額する一方、予備費を増額した結果、85万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、7億4,674万円と相りました。

報告第4号は、平成30年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、繰入金及び国・県支出金、支払基金交付金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、介護給付費準備基金積立金に5,000万円、翌年度の財源として、予備費に4,095万3,000円を確保した結果、8,608万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は31億9,370万7,000円と相りました。

報告第5号は、平成30年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、事業費等が確定したことにより、繰入金、諸収入の財源更正をする一方、不用額となる未執行額を減額した結果、1万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は445万9,000円と相りました。

報告第6号は、平成30年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費、管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,748万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は6億1,302万8,000円と相りました。なお、繰越明許費及び地方債の補正も行っております。

報告第7号は、平成30年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号であ

ります。今回の補正は、事業費等が確定したことにより、負担金、国庫支出金、繰入金、町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、公共下水道事業整備基金積立金に784万6,000円を補正した結果、2億3,211万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、17億5,902万7,000円と相なりました。なお、地方債の補正も行っております。

報告第8号は、平成30年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,096万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、2億8,738万8,000円と相なりました。

報告第9号は、平成30年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額28万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は176万1,000円と相なりました。

報告第10号は、平成30年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額46万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は807万9,000円と相なりました。

報告第11号は、平成30年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、777万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、6,383万8,000円と相なりました。

報告第12号から報告第13号までの2議案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による、繰越計算書の報告についてであります。報告第12号は平成30年度の一般会計予算の経費を令和元年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第13号は、平成30年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を令和元年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、有田川町税条例等の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点といたしまして、ふるさと納税による寄付金控除について、特例控除額の措置対象を総務大臣が指定する地方公共団体に対する寄付金とすること。住宅ローン控除に係る控除

期間の延長及び適用要件の緩和。個人住民税の非課税措置対象者の追加。軽自動車税の税率の特例措置及び軽減の見直しを行うものであります。

報告第15号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月31日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、有田川町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点として、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ、軽減措置について、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額の引き上げを行うものであります。

報告第16号は、一般財団法人 有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。有田川町ふるさと開発公社は、一般財団法人として6期目を迎えました。この間に開発公社を取り巻く環境も大きく変わり、昨年度は宿泊施設、白馬については台風による甚大な被害により休業となりました。また、昨年は、繁忙期となる8月中旬に長雨が続き、後半には大型台風が発生した影響もあり、各施設の営業に大きく響きました。

平成30年度の業績についてであります。事業収入は1億1,316万円で、前年比92%となり、前年度を上回った施設は、コテージやすけの1,365万円のみとなりました。

続きまして、事業費用につきましては、食文化提供事業や、特産物販売事業の減により、2,589万円で前年比82%となりました。

次に各施設全体の管理費用は、1億626万円で、前年比87%となっています。売り上げ減少に伴い、人件費のほか、各種諸費用が減少したことと、二川温泉、白馬の休業によって管理費用が減少したことで、全体では前年より、約346万円の減少となりました。

次に、営業利益でありますけれども、事業収入の1億1,316万円から事業費用と管理費用をあわせた費用、1億3,215万円を差し引いた結果、マイナスの1,898万円となりました。これに、指定管理料などの事業外収入、及び事業外費用を考慮した年間の経常利益は146万円の黒字となりました。

平成31年度につきましても、都市との交流事業や、特産品の活用による食文化の創造や提供など、まちづくりの拠点施設として運営管理に努めております、ふるさと開発公社に対し、今後とも、議員皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます、経営状況の報告といたします。

議案第37号は、令和元年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、2款総務費の総務管理費では、企画費で一般コミュニティー助成事業補助金として127万円を、過疎対策費で、過疎集落支援・活性化支援事業補助金として662万4,000円を、和歌山県移住支援金として320万円を、3款民



生費の社会福祉費では、老人福祉費で、介護保険事業特別会計繰出金として2,162万2,000円を、児童福祉費の児童福祉総務費で、システム更新委託料として209万円を、4款衛生費の保健衛生費では、保健衛生総務費で、臨時雇賃金として144万円を、予防費で、風しん抗体検査、予防接種委託料などの関連費用として1,400万5,000円を、6款農林水産業費の林業費では、新たに創設された森林環境譲与税を活用した森林環境譲与税活用費で、意向調査や集積計画策定、間伐事業などの森林整備・林業振興事業として2,197万5,000円を、木製フェンスや木製ガードレール設置事業などの木材利用普及啓発事業として840万4,000円を、緑育教育推進事業補助金の森林環境教育推進事業として10万円を、7款商工費の商工総務費では、プレミアム付商品券交付金として2億円を、8款土木費の道路橋りょう費では、県営事業負担金として118万7,000円を、9款消防費では、消防施設費で、消防車庫設計業務委託料として146万8,000円を、備品購入費として163万3,000円を、10款教育費の教育総務費では、事務局費で、臨時雇賃金として56万4,000円を、社会教育費では、備品購入費でスマート図書システム導入関係費用4,313万5,000円を減じ、委託料にスマート図書システム導入委託料及び設計管理委託料として4,313万5,000円を計上し、社会教育施設費の備品購入費として216万円を、図書館費のスマート図書システム導入委託料と備品購入費との組みかえ補正を、社会施設費の備品購入費として216万円を、11款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費では、農地災害復旧事業費分担金の還付金として210万円などを計上し、その他所要の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ2億9,225万5,000円を追加し、補正後の予算総額は、158億4,225万5,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、新たに交付される森林環境譲与税と国・県支出金、繰越金、諸収入を充てることにいたしております。

議案第38号は、令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、保険給付費等交付金償還金の特別調整交付金返還金に18万6,000円を補正するものであります。補正総額は18万6,000円を追加し、補正後の予算総額は36億5,042万6,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、繰越金を充てることにいたしております。

議案第39号は、令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、総務費の総務管理費で臨時雇賃金及び社会保険料として162万9,000円を、プログラム変更委託料として32万4,000円を補正した結果、補正総額は、195万3,000円を追加し、補正後の予算総額は、32億7,550万5,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、低所得者の保険料軽減強化に伴い保険料を減額するとともに、国庫支出金及び繰入金を充てることにいたしております。

議案第40号は、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定であります。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、有田川町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。主な改正点として、低所得者である第1号被保険者の保険料の軽減強化に伴う改定であります。

議案第41号は、有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。和歌山県重度心身障害児（者）医療費補助金交付要綱が改正され、令和元年8月1日から施行される予定であることから、有田川町重度心身障害児（者）医療費支給条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。主な改正点は、支給対象者に、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者を追加するものであります。

議案第42号は、有田川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が平成30年6月27日に公布されたこと、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に公布されたことにより、有田川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。主な改正点は災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならないことの追加災害援護資金の償還方法について、年賦償還、半年賦償還に加え、月賦償還が可能となったことであります。

議案第43号は、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。不正競争防止法等の一部を改正する法律が、平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことによるものです。主な改正点は、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたこと住宅用防災警報器等を設置しないことができる基準を、追加するものであります。

議案第44号は、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正の内容は有田川町立粟生小学校は、平成27年4月1日より休校としてきましたが、将来的にも児童の増加は望めない状況にあることから、廃止とするため、条例の一部改正をするものであります。

議案第45号は、有田川町観光振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。観光振興基金の設置目的を、入湯税の使途目的と合わせるために改正するものであります。

議案第46号は、金屋町温泉施設等整備資金基金条例を廃止する条例の制定についてであります。この基金は、平成30年度末で基金残高の全てを取り崩し、今後も積み立てる見込みがないため、本条例を廃止するものであります。

議案第47号は、有田川町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。森林環境譲与税を活用し、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備、及びその促進に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第48号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。中原、川合、二澤、北野川、辺地地域において、防火水槽の設置を新規に計画策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第49号は、平成31年度鳥屋城小学校プール改築工事の請負契約についてであります。平成31年度鳥屋城小学校プール改築工事を施工するため、令和元年5月16日、指名競争入札に付したところ、有田川町川口5番地3、株式会社清建設、代表取締役山本令子氏が落札いたしましたので、1億1,880万円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第50号及び51号は、財産の取得についてであります。議案第50号は、高規格救急自動車購入について、令和元年5月16日、指名競争入札に付したところ、有田川町明王寺2-4、和歌山トヨタ自動車株式会社有田店、店長桶山政規氏が落札いたしましたので、1,960万円で物品購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第51号は、高度救命処置資機材購入について、令和元年5月16日、指名競争入札に付したところ、兵庫県神戸市中央区港島中町二丁目2番1、日本船舶薬品株式会社神戸支店、支店長清水衛氏が落札いたしましたので、1,180万4,400円で物品購入契約を締結するに当たり、有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（殿井 堯）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、3階中会議室において、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
休憩 10時05分

再開 13時00分  
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

13番、森谷君からおくれるとの連絡がありましたので、報告いたします。

……………日程第4 報告第1号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度有田川町一般会計補正予算第8号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

報告第1号について質疑をさせていただきます。報告第1号の中の老人福祉費に、負担金補助及び交付金として体操教室等開催支援事業補助金500万円が全額、不用額となっておりますが、今回、これだけの大きな金額を全額、不用額にしているというのは、どういう形でこうなったのか、まず、御説明をいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

この体操運動教室支援補助金ですけれども、各地区で100歳体操とかをやってもらう方の、各教室で移動に使ってもらおうということで、予算を当初、置きました。各教室ともこの補助金で移送等をお願いできやんかということで相談を繰り返したんですけれども、やっぱり自分の車へ人を乗せてくるというのはちょっと問題があるということで、どの事業所もなかなか手を挙げてくれるところがなくて、結局、全事業所への補助をやめて、全額、減額となりました。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

だから、起案する段階で、こういうことも想定されていたんじゃないでしょうか。持ってこられた側にしたらやってほしいという思いが多分あったと思うんですが、全額、不用額にした中で、今後、これにかかわることも含めて検討されているのか、そのまま地元の適量でやるということになるのかどうか、その点、もう一度、お答えいた

だきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

教室等への移送については、なかなか地元で対応というのは実際、難しいということで、今後、社会福祉協議会等を通じて、有償ボランティア等で活用できないか、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第5 報告第2号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、報告第2号、専決処分承認を求めることについて。平成30年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第3号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第4号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

報告第4号について質疑をさせていただきます。

この報告第4号の27ページの扶助費であります。この中で3つの事業を減額されております。紙おむつ支給事業、家族介護慰労金支給事業、成年後見制度支援事業であります。私も遡って見ますと、平成28年、平成29年、平成30年がいずれも当初予算額を減額しておりました。ただし家族介護慰労金については、平成27年度も予算額を全額不用額にしてはおりますが、これだけ毎年、全額、不用額になりますと、制度としてのあり方が問われてきているんじゃないかと思いますが、その点を含めて、御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

成年後見支援事業等につきまして、当初、毎年、予算枠をとらせてもらっていましたが、実際、利用者の申請がないので、毎年、減額となっております。予算のことについては、一応、枠的に標準の額でとらせてもらっていますので、ことしもこういう感じで行かせてほしいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

成年後見人制度については、ある程度はわかるんですが、紙おむつなり、家族介護慰労金についても、やっぱり制度の周知の問題とか、それから制度の受給条件とか、いろいろあるのかなと思うんですが、その点、どう考えておられますか。見直しすることも考える必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

特に、紙おむつ支給事業につきましては、対象者について、給付金額についても、現在のところ、見直していく考えを持っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

せっかく、予算化したんですから、対象者には十分使ってもらうことも含めて、今後、検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第8 報告第5号……………

○議長（殿井 堯）

日程第8、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第9 報告第6号……………

○議長（殿井 堯）

日程第9、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）



起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第7号……………

○議長（殿井 堯）

日程第10、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第11 報告第8号……………

○議長（殿井 堯）

日程第11、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第 1 2 報告第 9 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 2、報告第 9 号、専決処分の承認を求めることについて。平成 3 0 年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第 1 3 報告第 1 0 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 3、報告第 1 0 号、専決処分の承認を求めることについて。平成 3 0 年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第 1 4 報告第 1 1 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第14、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。平成30年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第15 報告第12号……………

○議長（殿井 堯）

日程第15、報告第12号、平成30年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第16 報告第13号……………

○議長（殿井 堯）

日程第16、報告第13号、平成30年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第17 報告第14号……………

○議長（殿井 堯）

日程第17、報告第14号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町税条

例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

報告第14号について質疑をさせていただきます。

今回の改正で、5点についてお聞きします。まず、住宅ローンの控除期間の延長がされました。所得税から控除し切れない額を個人住民税から控除する措置が3年間延長されましたが、このことによる対象人数はどのように把握されていますか。お聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

住宅ローンの控除期間の延長等なんですけれども、今回の改正は消費税増税後、令和元年10月1日からの取得分になりますので、これに対する控除拡充になります。対象人数は今のところわからないんですけれども、ちなみに平成30年度中の新規の控除対象者は98名でした。また、平成30年10月から12月、完成の新築住宅は40軒になっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

もう1つ、個人住民税の非課税措置についてであります。前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親に対し、児童扶養手当の支給を受けている、いわゆる事実婚状態じゃない方について、個人住民税を非課税にするということになりましたが、今回の措置による対象者は何人を見込んでいますか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

未婚のひとり親、事実婚状態でない方で、児童扶養手当を受給している方は11名ございます。この非課税措置については申告によりますので、申告により対象者がわかってくるわけで、現在のところ、最大で11名ということになります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次、特定所有者不明の土地を利用して行う地域福祉増進事業の用に寄与する土地等に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間に限り、3分の2に減額するとありますけれども、当町においての対象予定はあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

現在のところ、対象予定はございません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、鳥獣被害対策推進のための対象鳥獣捕獲員等の狩猟登録に係る課税免除等の特例措置の延長がされました。狩猟税、5年延長ということで、対象鳥獣捕獲員と認定鳥獣捕獲員等、事業所の従業員はそれぞれ何人を見込んでおられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

鳥獣捕獲員は110名です。また、鳥獣捕獲等対象事業所については、有田川町内には業者はいないと聞いております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質疑ですが、森林環境税についてであります。2024年度から徴収されるということで、予想対象人数と、その税額をどのように見込んでいるかお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

予想対象人数は約1万2,000人で、税額については1,000円ですので、1,200万円となります。全額、町から県に支払い、また県が国に支払うというような方法になると思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第18 報告第15号……………

○議長（殿井 堯）

日程第18、報告第15号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷。

報告第15号について質疑をさせていただきます。

今回は国保税額の限度額の引き上げであります。4点ばかり伺いたいと思います。まず、1つ目は、今回の改正に寄りまして、限度額の世帯数、税額、限度額超過世帯の割合はどのようになるのか示していただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

今回の限度額の引き上げについては、医療分で58万円が61万円になっております。改正前の医療分限度額到達世帯数は121世帯、割合にして2.96%です。改正後、61万円になりますのは、104世帯になります。それで、2.55%となります。後期支援分、介護分につきましては限度額は変わっておりませんので、それぞれ後期支援分は95世帯、2.33%、介護分につきましては56世帯、2.59%で、影響額につきましては、全部で342万7,000円となります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、厚生労働省が示している限度額の引き上げ目標であります。それぞれ医療分、後期分、介護支援分について、示していただいて、合計額、厚労省はどこまで持ってくるかというのを示していただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

有田川町の状況から試算すれば、1.5%となれば、限度額は平成26年税率ベースとなるんですけども、医療費分で80万円、後期支援分で22万円、介護保険分で17万円、合計119万円となります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

そこで、限度額に達する世帯の状況を見たいんですが、大体、給与所得と所得の関係で、例えば4方式で40歳代夫婦と未成年の子供2人、所得者は1人として、固定資産税8万円とすれば、改正前と改正後で限度額は幾らになるかというのをちょっと示していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

まず、旧限度額で計算しますと、給与収入で898万7,800円、給与所得で688万9,000円となりまして、それが現在の限度額93万円となります。

新限度額3万円追加されましたら、給与収入で929万5,000円、給与所得にしますと、716万円5,500円となりまして、税額合計で96万円となります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質疑ですが、軽減策の拡充についてであります。5割軽減の対象者、現在の世帯数から拡充されることによって、何世帯にふえるかとか、2割軽減についても同じような内容について説明をいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

5割軽減のほうから説明させていただきます。旧、27万5,000円が、551世帯あります。改正後につきましては、28万円となりまして、562世帯となりま

す。11世帯増加しまして、影響額、軽減額といたしましては49万8,000円余りとなります。

続きまして、2割軽減のほうなんですけれども、旧制度で50万円、改正後は51万円となります。旧制度分での世帯は480世帯です。改正後、491世帯、一見、11世帯増加ということですが、2割軽減から5割軽減に11世帯上がっていますので、実質、新たに2割軽減になった世帯は22世帯となります。軽減額といたしましては26万1,000円余りとなっております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷。

報告第15号について、国保税条例の一部改正について反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の改正については、地方税法の一部改正によるもので、賦課限度額を引き上げるのと、軽減策の拡充が改正点であります。このことによって2年連続の引き上げとなります。今回、医療分の賦課限度額を3万円引き上げて58万円から61万円とするものです。その結果、後期高齢者支援分19万円、そして40歳から64歳の介護納付金で16万円の限度額を入れて、総額は93万円から96万円に引き上がります。今回の改正で限度額から外れるのが17世帯だけの試算となっておりますが、限度額が近いという点では高額になります。

厚生労働省では限度額の引き上げで高所得者層により多く負担してもらい、中間所得者に配慮した税額の設定をしていると説明しています。しかし、健康保険のように、保険料が約1,000万円まで上がり続けるのに対し、国保税の場合は、例えば40歳夫婦と未成年の子供2人、所得者1人で、約689万円、固定資産税8万円の場合でも、93万円から96万円に上がってくる可能性があります。

有田川町の被保険者の実情は所得100万円以下の世帯が47.9%と多く、税を滞納せざるを得ない世帯が4月1日現在で211世帯という状況にあります。このように町民の重税感はかなりだと考えます。配慮というのであれば、半分以下になった国庫負担を町を挙げて1984年以前の国庫負担率に戻すよう要求すべきだと考えます。



国保制度がスタートしたとき、政府は無職者が加入してくるので、保険料に事業主負担がない、国保を保険制度として維持するには、相当額の国庫負担が必要だと指摘していました。これは1962年の社会保障制度審議会の勧告で出されております。厚労省は国庫負担率を1984年以前に戻すようにすべきであります。

さて、厚労省の試算では、限度額を引き上げた後に、限度額に達する給与収入で、約1,060万円、給与所得で840万円を設定しておりますが、厚労省は賦課限度額について、限度額超過世帯の割合が現在3%から4%もあるということで、この割合を1.5%まで減らしたいという目標を持っています。この1.5%の割合を医療分の限度額で80万円、後期高齢者支援金分で22万円、介護保険納付金で17万円の合計119万円となり、今後も上げていくということになります。

しかし、応能負担原則から言いますと、仮に3,000万円の所得があっても、逆に119万円で済むという問題も出てきます。所得割率は高額所得者でも、所得が少ない方でも率は同じような感じになります。累進課税の見直しの問題や、全国知事会や、私の日本共産党も求めています、協会けんぽや市町村共済のように、世帯割や平等割をなくすべきだと考えます。

国保税の限度額を設けた本来の目的は、例えば借金の返済などのために、資産を売却し、一時的に所得がふえて、国保税が青天井にはね返るといったことがないように、制限を設けるといことが適当だという考えから来ています。一方、5割、2割軽減策の拡充はそれでいいのですが、軽減策の基準も厳しく、5割軽減対象世帯は11世帯が2割から5割軽減に変わり、差し引き11世帯の増、また2割軽減世帯は新たに22世帯が、新規に2割軽減と、やはり少ないというのが現状であります。

最後になりますが、国保税の賦課限度額は法定の額の範囲内で町が独自に設定できるということにもなっていますから、今回の限度額の引き上げについては賛成できないということを申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数であります。

よって本件は承認することに決定しました

お諮りします。

日程第19、報告第16号から日程第34、議案第51号までについては、提案理

由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、6月13日木曜日、午前9時30分に開議します。

また、この後、委員会室において、議会広報編集特別委員会を開催しますので、委員の方は、よろしく願いいたします。

~~~~~

延会 13時32分